

令和7年度(2025年度)北海道天塩高等学校一般入学者選抜募集要項

1 募集人員

全日制課程普通科 40名

2 出願資格

北海道天塩高等学校に出願することができる生徒は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年(2025年)3月末日までに中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和7年(2025年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和7年(2025年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和7年1月20日（月）～令和7年1月23日（木）	9：00～16：30 (23日は12：00までとする。)

5 出願の手続

(1) 出願の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和7年度(2025年)3月31日に満18歳以上の者(平成19年(2007年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、次のア～オの書類に出願資格がわかる書類を添付して、直接本校校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格がわかる書類については、卒業証明書または卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学校」という。）を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先を本校校長に提出すること。

ア 入学願書(ウェブ申請用) (北海道高等学校学則(昭和 26 年北海道教育委員会規則第 8 号)第 15 条の規定による入学願書(同規則別記第 3 号様式))

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム(以下「申請システム」という。)により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例(昭和 39 年北海道条例第 41 号)に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力受付期間は次のとおりとする。

受付期間
令和 6 年(2024 年) 12 月 6 日 (金) ～令和 7 年(2025 年) 1 月 23 日 (木)

【留意事項】

1 入学願書の作成

ウェブ申請に係る手続等の詳細については、別に定める「令和 7 年度道立高等学校入学者選拔出願手続(ウェブ申請・願書提出)マニュアル」を参照すること。

なお、入学願書(ウェブ申請用)と写真台帳・受検票は切り離さないこと。

2 入学願書の入力等

- (1) 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者(親権を行う者がいない場合は未成年後見人)が署名すること。
- (2) 入学願書の「出願学科」の欄の入力に当たっては、2以上の学科が設置されている学校において第 2 志望又は第 3 志望を希望しない場合は、「第 2 志望」は「—(第 2 志望なし)」を選択し、「第 3 志望」は「—(第 3 志望なし)」を選択すること。
- (3) 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。
- (4) 現住所については、合格の通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に入力すること。
- (5) 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、申請システムの「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」で「有」を選択すること。

イ 写真台紙(ウェブ申請用) (別記様式 1)

出願前 6 ヶ月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦 7 cm・横 5 cm)を貼り付けること。

ウ 住民票の写し

出願後において本校校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和 7 年(2025 年)1 月以降に交付を受けた住民票の写し(個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。)を提出すること。

エ 隣接学区等就学承認通知書

全日制の課程の普通科等の出願者で、通学区域規則第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により出願する者は、同条第 3 項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

オ 個人調査書

成人の出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。)のうち、中学校又は義務教育学校卒業後 5 年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 受検票の交付

受検票を当該中学校を経由して出願者に交付する。交付期間は、令和7年(2025年)2月4日(火)から2月13日(木)までとする。

6 出願変更

(1) 一般の場合

ア 当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、または他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

イ 出願変更の受付期間及び受付時間は次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和7年1月28日(火)～令和7年2月3日(月) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (3日は16:00までとする。)

ウ 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願(別記様式6)を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

エ 受検票の交付

出願者に対し、令和7年(2025年)2月13日(木)までに受検票を交付する。

(2) 特別の場合

ア 全日制の課程の場合

出願後において、普通科等の出願者で、保護者の住所の移転に伴い新住所が当初出願した学区と異なる学区となる場合は、新住所の存する学区内の全日制の課程の普通科等又は新住所の存する地域の通学可能な高等学校の全日制の課程の普通科以外の学科に出願を変更することができる。

【留意事項】

- 1 全日制の過程の出願者のうち、保護者の転勤(内定)等に伴い令和7年(2025年)4月7日(月)までに保護者の住所の移転が確実に見込まれる場合にも、出願を変更することができる。この場合、転勤(内定)証明書等その事情を証明する書類を添付すること。
- 2 出願を変更しない場合は、通学区域規則第3条又は第4条の適用を受ける。

イ 出願後において、特別な事情がある場合は、定時制の課程に出願を変更することができる。

7 学力検査

(1) 検査期日及び検査時間

ア 検査期日 令和7年(2025年)3月4日(火)とする。

イ 検査時間 検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9 : 2 0 }	1 0 : 3 5 }	1 1 : 5 0 }	1 3 : 3 5 }	1 4 : 5 0 }
	1 0 : 1 5	1 1 : 3 0	1 2 : 4 5	1 4 : 3 0	1 5 : 4 5
教 科	第1部 国 語	第2部 数 学	第3部 社 会	第4部 理 科	第5部 英 語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

(2) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は各教科とも100点とする。

(3) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

8 面接

(1) 面 接 期 日 令和7年(2025年)3月5日(水)

面接の時間については事前に中学校長を経由して連絡する。

(2) 面 接 会 場 北海道天塩高等学校

9 追検査

(1) 対 象 者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出 願 の 手 続

ア 出願者は、令和7年(2025年)3月5日(水)午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、本校校長に提出すること。

イ 令和7年(2025年)3月6日(木)正午までに、追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して交付する。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付する。

(3) 学力検査の実施

ア 検査期日 令和7年(2025年)3月11日(火)とする。

イ 学力検査の受検場 原則として、本校とする。

ウ 実施内容 「7 学力検査」の(1)イ、(2)による。

エ 受検者の持参すべきもの 「7 学力検査」の(3)による。

(4) 面接

学力検査終了後、面接を行う。

10 合格発表

令和7年(2025年)3月17日(月)午前10時に合格者の受検番号を発表(本校ウェブページに掲載するとともに本人へ通知する。

(北海道天塩高等学校ウェブページアドレス <http://www.teshio.hokkaido-c.ed.jp/>)

11 第2次募集

(1) 第2次募集を行う場合

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

高等学校(掲示) 3月19日(水) 9:00 本校

全道(発表) 3月19日(水) 当日中 学力向上推進課ウェブページ

12 学力検査の得点の情報提供

受検者の求めに応じて学力検査の合計得点及びその教科別得点を情報提供する。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人(法定代理人又は任意代理人)(以下「受検者等」という。)とする。

(2) 情報提供期間

令和7年(2025年)3月18日(火)から令和12年(2030年)3月31日(日)までとする。

(3) 情報提供の集中受付期間

(2)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間として対応する。

令和7年3月18日(火)～令和7年3月25日(火) 9:00～15:00

(日曜日、土曜日及び休日を除く)

【留意事項】

1 受検者等の確認方法

(1) 高等学校長は受検票、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。

(2) 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年制令第507号)第22条第3項に掲げる書類(戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類)により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。

2 その他

受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に出願した高等学校に連絡すること。連絡を受けた高等学校長は受検者の希望を踏まえ、情報提供を行う日程等を決定すること。

13 その他

この要項に記載していない事項については、「令和7年度(2025年度)道立高等学校入学者選抜の手引」に準じる。